

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和5年2月16日

分任支出負担行為担当官

東京港湾事務所長 加藤 絵万

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名 東京港湾事務所貸切バス運行業務（電子調達対象案件）

(2) 仕様等 仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 東京都江東区新木場1-6-25

関東地方整備局 東京港湾事務所及び当所指定の場所

(5) 電子調達システムの利用

本件は仕様書等の配布、見積書の提出及び見積合わせを電子調達システムで行う対象案件である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること又は過去に貸切バス運行業務を行った実績があること。なお、過去の実績による場合は、見積書締め切り日の2日前の12時までに過去の実績が確認できる資料（請求書の写し等）を添付して、下記3. に持参、FAX又はメールにより提出して確認を受けること。

(3) 道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。なお、見積書締め切り日の2日前の12時までに道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可を受けていることを証明できる資料を添付して、下記3. に持参、FAX又はメールにより提出して確認を受けること。

(4) 見積書の提出期限の日から見積合わせ実施日までの期間に関東地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している

者でないこと。

- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 上記(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、見積合わせの時までに当該資格の決定を受けかつ、確認を受けなければならない。当該資格の決定及び確認がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした見積りに該当し、見積りを無効とする。(過去の実績が確認できる場合を除く。)
- (8) 電子調達システムによる場合は、電子認証(IC カード)を取得していること。

3. 問合せ先

〒136-0082

東京都江東区新木場 1-6-25

関東地方整備局 東京港湾事務所 品質管理課 契約審査係

電話:03-5534-1361 FAX:03-5534-1369

Mail: pa.ktr-tkw-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年2月16日から令和5年3月6日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時00分まで。ただし、最終日は13時30分まで。

(2) 配布場所

- ① 電子調達システム URL : <https://www.geps.go.jp/>
- ② 上記によりがたい場合は、上記3. に申し出ること。窓口にて配布、FAXによる送付、若しくは電子メールにより送付する。FAX若しくはメールにて受領した場合は、受領した旨を電話連絡すること。

5. 仕様書等の質問

- ① 仕様書等に対して質問がある場合は、令和5年2月24日15時00分までに質問書を上記3. に電子調達システム、持参、FAX又はメールにより提出すること。持参、FAX又はメールにより提出する場合は、様式1又は任意の様式により提出すること。質問した場合は、その旨電話連絡をすること。
- ② 質問の回答は令和5年3月1日までに電子調達システム、FAX又はメールにより回答する。

6. 見積書の提出方法、期限及び場所

- (1) 見積書は電子調達システム又は持参、郵送（以下、「持参等」という。）により提出するものとする。
- (2) 提出期限
令和5年3月3日14時00分
- (3) 提出場所
上記3. に同じ
- (4) 提出方法
 - ① 見積者は、当該調達に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。見積書に記載する金額は、キロ制運賃と時間制運賃に別冊仕様書の年間予定利用日数を乗じて得た金額の総合計額を記載すること。キロ制運賃は、走行距離（別冊仕様書の予定走行距離に見積者の車庫から東京港湾事務所までの往復距離を加えた走行距離。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。時間制運賃は、出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間（別冊仕様書の予定使用時間に見積者の車庫から東京港湾事務所までの往復時間を加えた走行時間。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
 - ② 落札者は、別冊仕様書に記載の契約方法とするため各単価が分かる内訳書を提出すること。
 - ③ 見積書に記載する金額は、紙により見積書を提出する課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。電子調達システムにより見積書を提出する場合は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載すること。
 - ④ 紙により提出する場合の宛名は、「分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長」とすること。
 - ⑤ 紙により提出する場合の見積日は、見積依頼期間を記入すること。
 - ⑥ 紙により提出する場合は、代表者の記名、押印をすること。押印を省略する場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。
 - ⑦ 紙により提出する場合は、見積書を封筒に入れ、封印の上、封皮に提出者名及び「令和5年3月6日見積合わせ〔東京港湾事務所貸切バス運行業務〕の見積書在中」と朱書しなければならない。
 - ⑧ 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した000～999の数字が必要なため、電子による見積者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載すること。

7. 見積合わせの日時及び場所等

- (1) 日時
令和5年3月6日13時30分
- (2) 場所
上記3. に同じ
- (3) その他
見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

8. 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で最低価格となる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
 - ① 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。
 - ② 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混在する場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
 - ③ 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合
紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、電子による見積事業者には電子調達システムにより通知し、紙による見積事業者には後日、当所閲覧室及びホームページ上で公開する。

9. 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

10. その他

- ① 本件の見積参加にあたっては、「関東地方整備局東京港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」を熟読すること。
- ② 当所の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- ③ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。

- ④ 契約締結日は令和5年4月3日とするが、令和5年4月3日までに令和5年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月4日以降、予算が成立した日とする。なお、この場合であっても履行期間は令和5年4月1日とする。
- ⑤ 暫定予算になった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。